

産情発 1118 第 1 号
令和 7 年 11 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品の告示について

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品については、令和 7 年 11 月 10 日に別添のとおり告示され、同月 20 日から適用することとされたところです。

つきましては、別添の内容について、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。